

(証券コード：3472)
(発信日) 2026年2月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月2日

投資主各位

東京都港区赤坂二丁目12番7号
日本ホテル&レジデンシャル投資法人
執行役員 桐原健

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2026年2月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人規約第41条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様**につきましては、同条第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなされ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

第41条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合に

は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本投資法人ウェブサイトに「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。また、本投資法人におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://nhr-reit.com/ja/ir/meeting.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日本ホテル&レジデンシャル投資法人）又は証券コード（3472）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 : 2026年2月26日（木曜日）午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 : 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング1階
31Buileedge霞が関プラザホール
(末尾の第7回投資主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. **投資主総会の目的である事項 :**

決議事項

第1号議案 : 執行役員1名選任の件

第2号議案 : 監督役員2名選任の件

第3号議案 : 補欠執行役員1名選任の件

以 上

~~~~~

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項について、修正する必要が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるアパ投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2025年11月期の運用状況につきましては、本投資法人のウェブサイト (<https://nhr-reit.com/>) にて決算説明会動画及び決算説明会資料をご覧いただくことができます。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案：執行役員1名選任の件

執行役員桐原健から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもつて辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第45条第1項第一文但書を適用し、就任する2026年2月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2026年1月21日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| きりはら たけし<br>桐原 健<br>(1969年4月10日) | <p>1992年 4月 野村不動産株式会社</p> <p>2007年 4月 野村不動産インベストメント・マネジメント株式会社<br/>アセットマネジメント部</p> <p>2009年 4月 同社 事業企画部 副部長</p> <p>2011年 4月 同社 ファンドマネジメント部 副部長</p> <p>2011年10月 野村不動産投資顧問株式会社 資産運用部長</p> <p>2014年 4月 野村不動産株式会社 金融公共法人部長</p> <p>2016年10月 同社 法人営業一部長</p> <p>2018年 4月 同社 アセット営業一部長</p> <p>2020年 2月 スターアジア投資顧問株式会社 取締役</p> <p>2022年 9月 アパ投資顧問株式会社（旧 大江戸温泉アセットマネジメント株式会社） 取締役</p> <p>2023年 1月 同社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2023年 2月 本投資法人 執行役員（現任）</p> |

- 上記「略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職の状況」は、2026年1月21日時点のものです。
- 上記執行役員候補者は、証券会社が提供する投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を2025年11月末日現在で48口（1口未満切り捨て）保有しております。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるアパ投資顧問株式会社の代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 第2号議案：監督役員2名選任の件

監督役員本行隆之から、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出があり、また、監督役員鈴木健太郎から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任する旨の申し出がありましたので、本投資主総会において監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第45条第1項第一文但書を適用し、就任する2026年2月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況 |                          |
|-------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1     | すずき けんたろう<br>鈴木 健太郎<br>(1976年11月21日) | 2001年10月                 | 長島・大野・常松法律事務所            |
|       |                                      | 2006年10月                 | Debevoise & Plimpton LLP |
|       |                                      | 2014年 2月                 | 柴田・鈴木・中田法律事務所（現任）        |
|       |                                      | 2014年 8月                 | 丸紅プライベートリート投資法人 監督役員（現任） |
|       |                                      | 2016年 3月                 | 本投資法人 監督役員（現任）           |
| 2     | はらだ たつや<br>原田 辰也<br>(1976年10月7日)     | 2002年10月                 | 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人） |
|       |                                      | 2008年 3月                 | 原田辰也公認会計士事務所（現任）         |
|       |                                      | 2015年12月                 | スター・アジア不動産投資法人 監督役員      |
|       |                                      | 2019年11月                 | 南青山監査法人 社員（現任）           |

- ・上記「略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職の状況」は、2026年1月21日時点のものです。
- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、いずれも、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち鈴木健太郎は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者のうち鈴木健太

郎は、現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が承認可決され、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなり、上記監督役員候補者のうち原田辰也は、本議案が承認可決され、監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令若しくは規約に定める員数を欠くことになる場合に備えて、2026年2月26日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第45条第2項の定めにより、第1号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2026年1月21日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員の全員の同意によって本投資主総会への提出が決議されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴及び重要な兼職の状況                                             |                                                                                        |  |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--|
| やぎぬま きよかず<br>柳沼 清和<br>(1979年8月17日) | 2007年 4月<br>2024年 2月<br>2025年 1月<br>2025年 4月<br>2026年 2月 | 株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行）<br>アパ投資顧問株式会社<br>同社 財務部長<br>同社 取締役財務部長（現任）<br>同社 取締役経営管理部長（予定） |  |

- 上記「略歴及び重要な兼職の状況」は、2026年1月21日時点のものです。
- 上記補欠執行役員候補者は本投資法人の投資口を保有しておりません。
- 上記補欠執行役員候補者は、2026年2月1日付で本投資法人の資産運用会社であるアパ投資顧問株式会社の取締役経営管理部長に就任予定です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- なお、上記補欠執行役員候補者については、その就任前に本投資法人役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により墳補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

## 参考事項

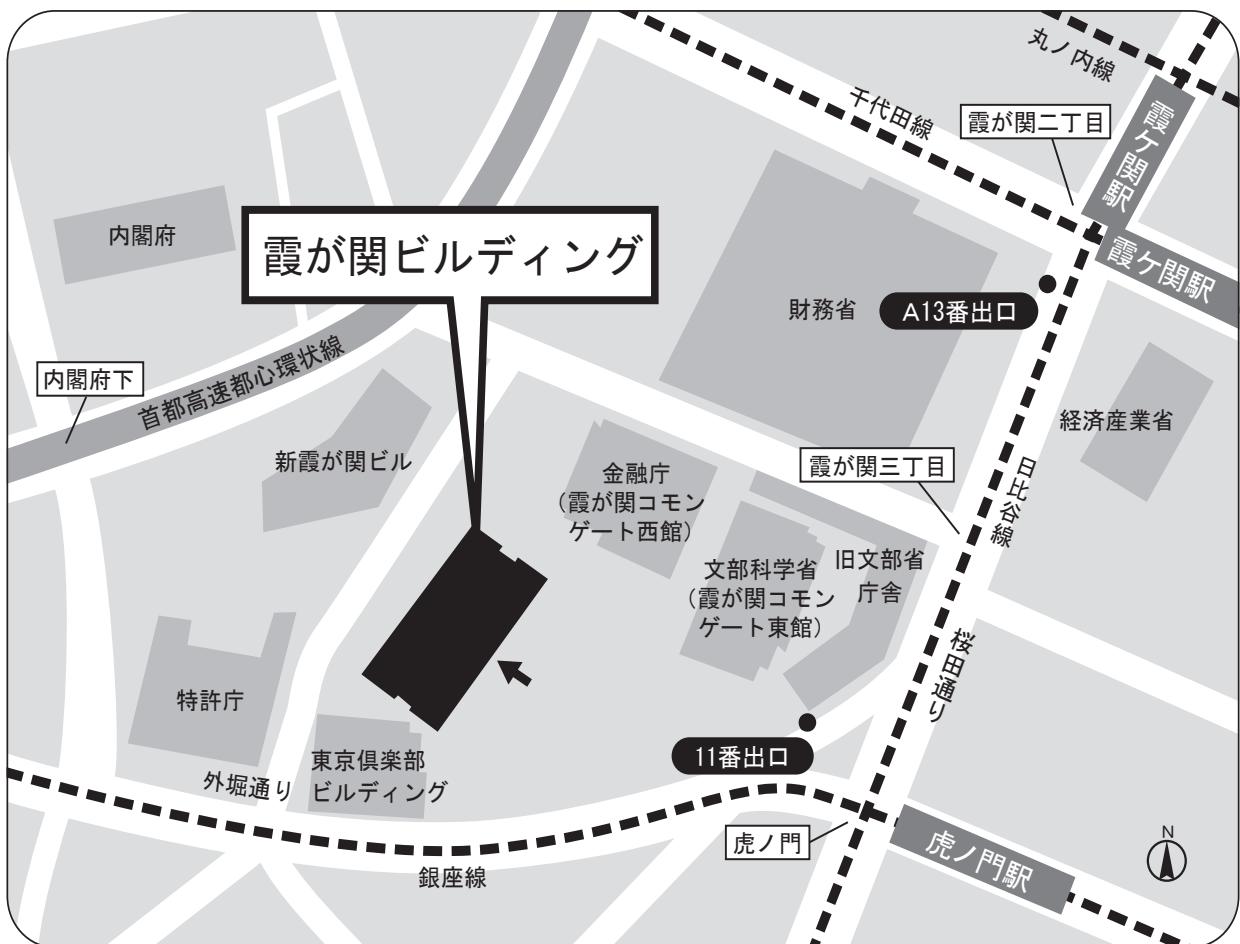
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第41条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第3号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案はなく、また、これらの各議案につきましては、いずれも本投資法人規約第41条第3項が適用されますが、2026年1月21日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておりません。

以 上

## 第7回投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング1階  
31Builedge霞が関プラザホール  
連絡先 03-6324-1092



## 交通のご案内

- 東京メトロ銀座線 「虎ノ門駅」 11番出口 徒歩3分
  - 東京メトロ丸ノ内線 「霞ヶ関駅」 A13番出口 徒歩5分
  - 東京メトロ千代田線 「霞ヶ関駅」 A13番出口 徒歩5分
  - 東京メトロ日比谷線 「霞ヶ関駅」 A13番出口 徒歩5分

※駐車場の準備はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。